

市街地液状化対策工事に伴うプラントヤード施設及び住民用仮駐車場整備工事のお知らせ

市街地液状化対策工事に伴うプラントヤード施設及び住民用仮駐車場の整備工事を行います。工事期間中は、歩車道部の通行規制や工事等により振動・騒音等で大変ご迷惑をおかけ致しますが、皆様の安全と周辺環境への配慮を第一に考え工事を進めてまいりますのでご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

(工事名) : 弁天二丁目地区市街地液状化対策工事

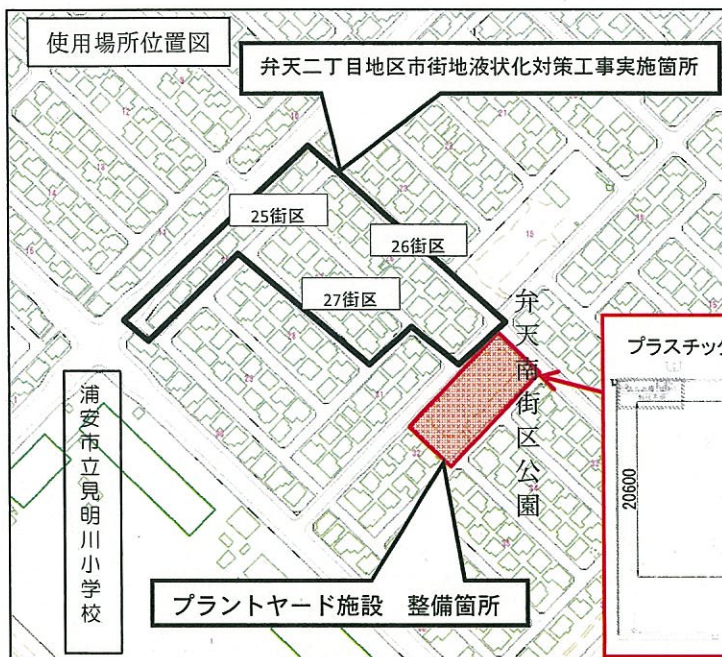
(工事内容) : ・市街地液状化対策工事としてプラントヤード施設(防音壁)及び住民用仮駐車場の整備を行います。
・出入り口の拡幅工事及び整地時は、バックホウ・ダンプトラック等を使用します。
・防音壁の設置には、ラフタークレーンを使用します。

(工事期間) : 平成29年10月1日 ~ 平成30年3月31日頃までを予定しています。

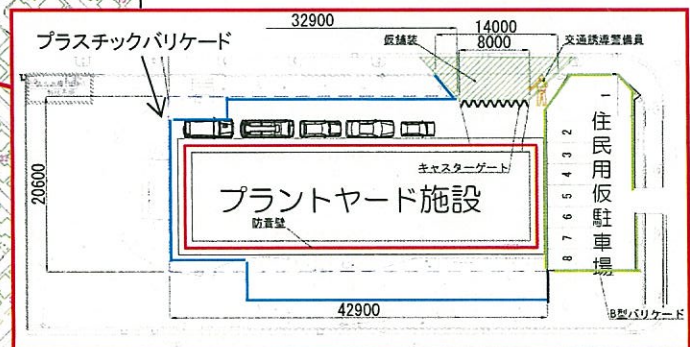
(作業時間) : 9:00~19:30を予定しています。

(公園使用期間) 平成29年10月4日(工事開始日)~平成30年3月31日(予定)
※使用期間内は、公園を使用できませんので、ご了承願います。
※工事の進捗により変更となる場合があります。

(工事範囲) : 下記位置図を参照願います。



(参考) 防音壁設置状況



(使用機械例)

バックホウ(0.1^m級)



ダンプトラック(4t)



ラフタークレーン・高所作業車



【工事に関する お問い合わせ先】

(施工業者) 市街地液状化対策事業特定設計施工共同企業体
TEL 047-318-3465

(施工監理) 株式会社URリンケージ
TEL 047-316-0860

(発注者) 浦安市 復旧・液状化対策プロジェクト
TEL 047-712-6606

弁天二丁目、同じ町内で 起きている事、起ころうとしている事を 知って下さい。

突然のご連絡を差し上げる非礼をお許し下さい。

浦安市がいまだ液状化工事対象としている25番地から27番地の45戸の者(数名)です。
同じ弁天二丁目に住み暮らす者として皆様には是非とも知っておいて貰いたい事がございます。
(本来きちんと名前を名乗るべきことは重々承知しておりますが、家族の事もあり、今回は控えさせて頂きました)

添付のチラシ。浦安市より皆様のお宅へも同じものが配布されていると思いますが、
25番地から27番地の45戸へは先週の水曜日に配られました。

地中壁を設置する為に必要なコンクリートプラント施設を“一週間後”の10月4日より
建設する。しいては、その間、半年間、弁天南の公園を封鎖するというものです。

あまりに突然の通知。弁天二丁目の住民にしてみれば、公園は、緊急時の避難場所であり、
集合場所でもあります。公園の前の道は小学校や中学校の通学路で多くの子供達を通ります。
そこへの工事車両や重機の往来、騒音、粉塵、等々、危惧することは尽きません。

ですが…、それ以上に重要な事は、

現状、工事ができるような状況には決して無いという事です。

工事をする上で非常に重要なこと。地中壁を各家々のどの位置に設置するか、その設計が
完成されていません。(ご存知無い方に補足させて頂きますが、地中壁は敷地と敷地の中心に設置される訳では
ありません。設置ゼロのお宅もあれば8割以上をご自分の敷地内に設置されるお宅もあります。市は、認めませんし、
説明会での説明もありませんでしたが、当然、資産価値は変わるでしょう)

市とは、一年以上にわたり、美浜地区や舞浜地区では行われている再度説明会の開催と
それに伴う同意の再確認を実施してくれるよう繰り返しお願いしております。しかし、
これまで何故か弁天二丁目については『同意書は出されている／条例上問題は無い／議会を
通している』の一点張り、聞き入れて貰えておりません。

このような状況が続くなか45戸の中の複数宅から『この工事に協力はできない、自宅に
絶対に地中壁を作らせない』などの声もあがりだし、地中壁の設計は止まっています。
ただ、市と住民、双方の主張に食い違いがあるにせよ話し合いは続いており、どちらに非が
あるにしても結論は出ていないのです。そのはずでした、が、

浦安市は、

住民との話し合いを切り捨て工事を'強行'し始めました。

この先、いったいどうなるのでしょうか？

浦安市は工事に協力しない住民が複数存在していることを認識しながらも話し合いを切り
捨て、公園にコンクリートプラント施設の建設を始めました。

目の前に大掛かりな施設を建ててしまえば工事に協力しない者も声を嚙むだろうという事
なのか？ 確かに工事に異を唱える者は高齢者ばかり、工事を強行されてしまえば、どう
しようもない。しかし、気持ちの整理は付くのでしょうか。同意書を出したのは二年前も
前のこと、工事が遅れ出してからも一年半以上、その間、住民を集めて説明会が行われる

弁天二丁目の皆様

ことは一度も無く工期延長のチラシが配られるだけ。舞浜地区の工事頓挫もあり、多くの方は工事は中止になったと思っていた。そこへ”一週間後に公園工事”のチラシです。

誤解しないで欲しいのは『あなたたち同意書を出したのだろう』という声はよく聞きます。しかし、当時の状況は皆様もお分かりかと思えます。ウチは同意しないと強く言える家は良かった。でも、多くの家では言えなかったのでは？そして、この45戸というのは、工事例第一号として半ば強引に100%同意地区にされたという側面も否めないのです。最後に、封鎖された公園の隣の公園で自治会祭りが開催されるかと思えます。楽しい場に水を差す気も無いですが、同じ弁天二丁目の住民として25番地から27番地の45戸に起きています、起きようとしていることの真実を知り、この話を広めて頂けたら幸いです。

一部ではありますがこの工事には協力できないその理由について。

- 100%になるまで延長される同意書提出期限。

二年前の夏に開催された工事説明会。配られた同意書には’提出期限’として明記された8月7日の日付。この日までに提出された同意書は45枚中43枚。常識的に考えればここで検討は終了。しかし、この後に市公認で続けられるこの方々への説得工作。最終的に市が同意書を受領したのは9月14日。この日を以って100%同意が集まったと。

- 全戸98戸の筈がいつの間にか全戸45戸に。

二年前の夏に開催された工事説明会。渡され説明された詳細な工事計画書、その計画は最低でも100戸単位との方針により、全てを25番地から31番地の98戸を前提に計画されている。しかし、45戸の括り同意書が集まると市は45戸が全戸であるかのように振る舞い出し10月の末に45戸で工事すると手紙を郵送し一週間後には縦覧の公示。市からは説明会後の質問で45戸側で同意が集まれば工事すると答えたと言うが、議事録も渡されず。同意書に付随された市が自ら用意した同意取得までのフローに従えば、全98戸の同意が取れない場合は必ず再同意の実施が義務付けられ他の選択は無い。

- 工事を受けることによるリスクの説明が一切されない上での同意。

45戸の中には傾き修正された家も建て替えられた家もある。市が工事の施工に対して予め地面に対する’隆起/沈下の許容範囲’を定めていたことを後から知る。市は、対策委員会の方で試験施工の際に地面の変異は出ていたが家屋に問題の無い範囲であるとの結果を頂いているので説明する必要は無いと。事前に説明があれば同意はしていない。

- ハウスメーカーに認められた工事では無いという事実。

家を建て替えられた方はハウスメーカーから先々家屋に何らかの問題が出てきた時にメーカー保障を受けるのには’市の工事とは関係ないという事を証明する必要がある’と言われたそうである。住民にとっては大問題。説明会の時に新築の方は家の保障についてハウスメーカーに確認をと言うべきでは？の問いには市からの回答なし。

- 再同意を取らない理由はお金だけという勝手な判断。

工事決定前に美浜地区と舞浜地区では必ず行われている’同意の再(最終)確認’。弁天地区で行わない理由について、市は『個人負担額が変わらないから』と。道路と宅地の一体的な液状化対策が45戸だけ実施することへの意義は見いだせない。